

## 栄区いたち川マスコットタッチーくん着ぐるみ貸出要領

### 1 趣 旨

栄区のシンボルリバー「いたち川」の魅力をPRすることを目的に製作された「栄区いたち川マスコットタッチーくん」の着ぐるみの貸出しについて、必要な事項を定めます。

### 2 管理及び事務の取扱い

着ぐるみ等の管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、栄区区政推進課が所管します。

### 3 貸出物品（以下いずれかを貸出し）

- (1) 着ぐるみ（ウレタンタイプ） 1セット（本体、ズボン、靴、保管袋）
- (2) 着ぐるみ（バルーンタイプ） 1セット（本体、リュック、バッテリー2個、充電器、保管袋）

### 4 貸出対象

原則として、栄区内の企業、地域団体（商店会、自治会など）、学校、その他公共団体を対象とします。

### 5 貸出条件

- (1) 個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- (2) 政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 横浜市及びいたち川のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (5) 火気・水気に近づけないこと。

### 6 貸出受付

- (1) 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、栄区区政推進課または栄区関係課に相談の上、栄区区政推進課で取りまとめガルーンに必要事項を入力します。
- (2) 栄区区政推進課は、先着順に貸出者を決定します。

### 7 着ぐるみの受領及び返却

- (1) 借用者は、原則として、栄区区政推進課から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとします。
- (2) 貸出しに伴う搬入・搬出は、借用者が行うものとします。

### 8 貸出期間

貸出期間は、借受・返却日を含めて5日以内とします。

## 9 利用の制限

### (1) 着ぐるみに入る者の制限

ア 中学生以上（18歳未満は必ず保護者及びイベント責任者の同意を得ること。）

イ 身長 160～170cm 程度（ウレタンタイプ）

身長 160～180cm 程度（バルーンタイプ）

(2) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外使用は認めません。

(3) 着ぐるみの使用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付き添ってください。

## 10 損害の負担

(1) 借用者の故意又は重大な過失により着ぐるみ等を破損した場合は、借用者が修繕費用等を負担します。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、借用者が代替作成費用を負担します。

(2) 着ぐるみの借用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し、損害を与えたときは、借用者が、その損害賠償の責任を負うものとします。

(3) 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害に対しては、横浜市は一切その責めを負わないものとします。

## 11 着ぐるみの装飾

(1) 借用者は、着ぐるみへの洋服着用等の装飾を行う場合、「栄区いたち川マスコットタッチーくん」着ぐるみ装飾承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という）に装飾イメージを添えて区長に提出し、その承認を受ける必要があります。

(2) 区長は、前項の規定により申請書の提出があった場合、装飾の可否について審査し、その結果を「栄区いたち川マスコットタッチーくん」着ぐるみ装飾承認通知書（様式第2号）または「栄区いたち川マスコットタッチーくん」着ぐるみ装飾不承認通知書（様式第3号）により申請者へ通知します。

## 12 禁止事項

(1) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸できません。

(2) 借用者は、着ぐるみ等を承認された内容以外で使用できません。

(3) 着ぐるみの改造は認めません。

## 13 その他

(1) 栄区区政推進課は、貸出し時に別紙「タッチー着ぐるみ取扱説明書」を借用者に渡し、借用者は熟読してから使用してください。

(2) この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 8 日から施行する。